

稚政経第 75 号

平成 19 年 10 月 31 日

稚内市総合計画審議会

会長 風 無 成 一 様

稚内市長 横 田 耕 一

次の事項について、諮問します。

(諮 問)

(仮称) 第 4 次稚内市総合計画の基本構想及び基本計画について、稚内市総合計画審議会
条例 (昭和 46 年稚内市条例第 19 号) 第 1 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(理 由)

「第 3 次稚内市総合計画」の期間が平成 20 年度で終了する事から、稚内市自治基本条例第
22 条の規定に基づいて、総合計画の基本構想と基本計画の案を策定するため、各種産業団体
や地域の活動団体等、まちづくりに関心のある市民に参加していただき、市職員との協働に
より、策定作業を行っております。

市民の参画と協働により作成された案について、その妥当性、有効性、効率性、優先性等
を高めるため、審議委員の専門的な知識や経験に則した意見をいただくため諮問いたします。